

輸血を拒否する患者・家族のみなさまへの
輸血に関する福岡歯科大学医科歯科総合病院の指針

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を尊重する信教の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。
2. もとより不必要な輸血は致しません。しかしながら、生命を救うための輸血が必要である場合、その必要性和輸血を行わない場合の危険性を十分ご説明いたします。
3. それでも輸血に同意いただけない場合は、「輸血謝絶と免責に関する証書」を提出していただきます。
4. あらかじめ輸血が避けられないと判断されるにもかかわらず、輸血の同意をいただけない場合、当院での治療は困難です。
5. 当院は、「いかなる場合でも輸血をしない」という「絶対的無輸血」には同意できません。
6. 大量出血による救急搬入時、加害者の存在する事故などによる出血、未成年者、術中大量出血などで、救命のため科学的に輸血が必要であると複数の医師によって判断されたときは、医師の良心に基づき、患者・家族のみなさまの同意が得られずとも輸血を行うことがあります。

以上